

江戸川上流だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川上流出張所発行
春日部市西金野井886
電話 048-746-0063
2010年6月23日[第13号]

堤防の除草作業について

雨の多くなる時期を迎えるにあたり、堤防除草を実施致しました。堤防の近隣にお住まいの方ならば、河川を利用される方には、ご不便をおかけ致しました。

今年度の除草回数ですが、これまで“3回/年”実施しておりましたが、今年度は予算の縮減に伴い“2回/年”となりました。ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

なお、実施予定時期は以下のとおりです。

- ・ 1回目 5月20日～6月10日（実施済み）
- ・ 2回目 8月下旬～10月上旬（予定）



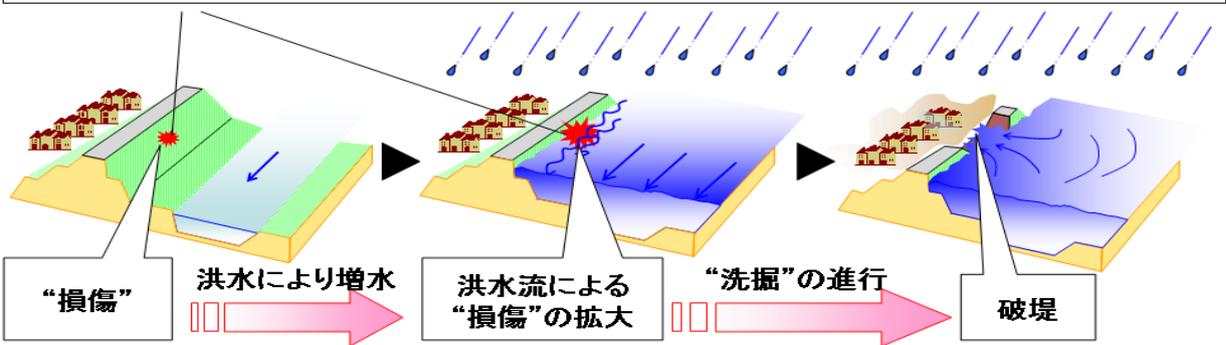
～堤防除草は、堤防の“損傷”を発見する為に実施します～

堤防は、今さら申し上げるまでもなく洪水時に氾濫を防ぎ、人命や家屋などの財産を守る為にあります。しかしながら、堤防が陥没などの損傷をしていた場合、洪水流により損傷が拡大する可能性があります。また、下記のイメージ図のように破堤に至るケースもあります。

<<堤防の洗掘破壊のイメージ>>



堤防の損傷(例)



そのため、雨の多くなる時期を前に堤防の除草を実施し、堤防の健全性を確認する必要があります。当出張所では日々河川巡視（パトロール）を実施することとしており、損傷を早期に発見するよう努めています。

重ねて申し上げますが、江戸川上流出張所管内の堤防除草はこれまで“3回/年”行っておりましたが、河川維持に関する予算の縮減に伴い、今年度より堤防の健全性を最低限確認できる除草回数として、“2回/年”実施することとしています。

沿川自治体・水防団との『河川合同巡視』を行いました。

河川合同巡視は水防時に適切な対応が迅速に取れるよう、事前に河川の状況や重要水防箇所の点検確認し、水防対応策等の確認を行うものです。水防管理団体である関係市町村・水防団及び県の防災関係者等と河川合同巡視を2日間に渡り実施しました。

「重要水防箇所」とは、堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分しています。江戸川上流出張所管内の重要水防箇所は、江戸川河川事務所のホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>) に掲載しています。



6月22日
江戸川右岸（埼玉県）を実施

6月16日
江戸川左岸（千葉県）を実施



「河川巡視について」

堤防や護岸の損傷や不法投棄の早期発見などを目的に、バイクによるパトロールを実施しています。

バイクは、サイクリング道路などを通行しパトロールしています。

バイクの通行には、河川を利用の方に十分配慮を致しますので、ご協力の程お願い申し上げます。



△河川巡視員



△目視による堤防点検

「第30回江戸川クリーン大作戦」

5月30日（日）江戸川クリーン大作戦が行われました。当出張所管内では、五霞町・杉戸町・幸手市・春日部市・松伏町・野田市で、1,349名の方の参加を頂き、13m³のゴミが回収されました。（ゴミ収集車約6台分）

参加頂いた皆様におかれましては、早朝よりご尽力賜りありがとうございました。

今後とも、河川美化にご協力頂けますようお願い申し上げます。



△春日部市新宿新田地先の様子

出張所へのお問い合わせ

H22.6.23 現在

出張所には様々なご相談やご意見を頂いております。（件）

区分	H22年度	H21年度(年間)
河川区域等	12	30
河川利用等	2	33
官民境界等	0	4
河川法手続き	0	16
占用施設	2	10
コブシ開花状況	0	13
その他	5	50
合計	21	156

河川に関するお問い合わせは当出張所まで。

あとがき

今年も早いもので、梅雨のシーズンを迎えることとなりました。当出張所では出水期（6月～10月の台風の時期）を迎えるにあたり、本号でご紹介した堤防除草や河川巡視などに取り組み、万全の体制で出水期を迎えることとしております。

また、クリーン大作戦にてご尽力を頂きましたが、不法投棄された粗大ゴミなどが洪水によって流され、堤防に損傷を与えることもあります。今後とも、河川美化並びに河川行政にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。